

(別表 1)

総合化事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 総合化事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。

(農業改良資金融通法等、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、都市計画法の特例措置を必要とする場合には必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する 土地の所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①								
②								
③								

2 施設を整備する者の概要

番号	
①	氏 名：
	住 所：
②	氏 名：
	住 所：
③	氏 名：
	住 所：

(注) 1 「新設等」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

3 「施設の用に供する土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域のいずれに含まれているかを記載すること。

さらに、当該土地が市街化調整区域にある場合には、以下の事項を記載すること。

A 施設に係る開発行為又は建築行為等が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものであるときは、該当記号「A」並びに同法第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 43 条第 1 項の該当号

B 開発行為が開発許可を要するものであるときは、該当記号「B」及び同法第 34 条の該当号

C 建築行為等が建築許可を要するものであるときは、該当記号「C」及び建築物が都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号イからホまでのいずれの建築物に該当するか

D 施設の整備が開発行為及び建築行為等のいずれも伴わないものであるときは、該当記号「D」及びその理由

また、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 9 条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

4 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。

5 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(都市計画法の特例措置を必要とする場合には、施設の売場面積、床面積及び敷地面積が分かる図面であること。)